

庁舎耐震対策に関する報告書

平成 29 年 11 月
本庁舎耐震対策研究会

本庁舎耐震対策研究会報告書

1 本庁舎耐震対策の必要性

市役所本庁舎は、昭和 39 年度に建設されたものであり、現行の耐震基準を満たしていないことにより、大規模災害において、災害対応拠点となるべき庁舎が機能不全に陥ってしまう可能性があることから、今後の本庁舎の耐震対策について検討することが必要である。

【市役所本庁舎に関する基本情報】

(本庁舎の現状)

市役所

- ・ 建築年：昭和 39 年、平成元年
- ・ 構 造：鉄筋コンクリート造
- ・ 規 模：地上 5 階、地下 1 階、塔屋
(5,854 m²)

(市役所耐震性)

IS 値最小 0.14 (平成 9 年度調査)

(庁舎調査等の実施状況)

(1) 庁舎耐震診断の実施 (平成 9 年度)

耐震壁が少なく、柱も小さいため、根本的に耐震強度が不足している。

⇒耐震安全性 I 類の性能を満足する補強をするには、現地の地質調査を行い、補強による耐震壁などの増加に対し、地盤に余力があるかどうかの検討が必要。

⇒用途係数 1.5 として、目標 IS 値 0.9 を想定すると、耐震ブレース (X 方向 8 3 枚、Y 方向 5 9 枚) を設置する必要がある。このことにより、建物が機能的に使用不能となる部分が生じる。また、多くの増設耐震壁のため、建物重量が増大し、基礎 (杭) に余力が不足することが想定される。

⇒したがって、耐震安全性の I 類の性能を満足させる補強は困難と推定される。

(2) 庁舎土質調査の実施 (平成 25 年度)

深さ 1.2 m 以深の砂礫層に支持地盤あり。

⇒庁舎設計図書を確認したところ、概ね 1.2 m の支持層に到達していると思われる。

⇒1.2 m 以深には N 値 = 50 以上が期待できる。

(3) 庁舎耐震診断コア抜き調査の実施（平成 26 年度）

- ・ 庁舎各階において、3 箇所のコアの圧縮試験を実施
⇒すべてのサンプルで、設計基準強度（21.0N/mm²）を上回る強度が確認された。
- ・ 中性化の深さ試験を実施
⇒鉄筋までの深さは 30mm を基本としている。
⇒サンプル 15 か所中 1 か所を除き、30mm には達しておらず、中性化の進行状況は概ね良好

(4) 庁舎耐震診断報告書確認の実施（平成 27 年度）

平成 9 年度実施の耐震診断の内容を精査

<調査の前提>

塔屋部分を撤去し、耐震安全性Ⅱ類（用途係数 1.25、IS 値 0.75）として耐震性能を評価し、耐震補強について検討。

◎塔屋部分を撤去した場合の耐震補強と補強量を算定

⇒塔屋を減じた重量の割合で IS 値を補正し、必要な鉄骨ブレースの数を求める。（X 方向 27 枚、Y 方向 24 枚）

◎杭の水平耐力に対する検討

⇒地震時の水平力が杭の水平耐力を超える部分があるため、地中壁を設けて、地震時水平過重を分担させ、杭に伝わる「せん断力」を低減する。

以上の対策を講じることにより、耐震安全性Ⅱ類を確保できるとの結果に至る。

(5) 公共施設等総合管理計画での位置付け

管理に関する基本的な考え方

本庁舎については、築後 50 年以上を経過し老朽化が進むとともに、耐震基準を満たしていないことから、現建物の耐震改修をはじめ、同敷地での新築、別敷地での新築などを基本に方向性を決定し、整備を目指します。

2 本庁舎耐震対策研究会の目的について

この研究会は、本庁舎の耐震対策の方針を決定するにあたり、「現庁舎耐震化」「現地建替え」「空き施設活用」「別地建替え」の整備手法ごとに、「求められる機能」「規模」等を「防災」「福祉」「環境」「まちづくり」「窓口業務」の観点から取りまとめた意見を集約し、それぞれの整備手法についてメリット、デメリットを提示します。

3 研究会メンバー

座長：古川総務部次長

メンバー：企画政策課 松井課長補佐、総務課 池田課長補佐、税務課 北川主査、
都市計画課 吉田課長補佐、都市計画課建築指導班 居島班長
上下水道課 大浦課長補佐、市民課 柴田主査、生活協働課 太田主査、
社会福祉課 吾岳課長補佐（～H29.9月 中村主査）、
教育総務課 早助主査

事務局：財政課 野澤課長補佐、安倍主査、田中主任

4 活動経過について

- ・第1回 研究会（6月8日開催）
内容：研究会が検討する事項、これまでの動き、スケジュール
- ・第2回 研究会（7月11日開催）
内容：滑川市役所及び黒部市役所視察
- ・氷見市役所視察（8月1日実施）※事務局のみ
- ・第3回 研究会（9月29日開催）
内容：庁舎視察報告等、整備手法ごとの検討
- ・第4回 研究会（10月30日開催）
内容：整備手法ごとのメリット・デメリットの検討・整理

5 庁舎視察について

(1) 滑川市役所

（施工前の状況）

- ・建築年 昭和38年5月
- ・構造 鉄筋コンクリート造
- ・規模 地下一部1階、地上3階、塔屋2階（4,485.70㎡）

※改修後 6,127.97㎡（隣接の市民会館を庁舎に改修するなど面積増）

（経緯）

東日本大震災発生前の時点では、庁舎は築後50年近くを経過しており、建替えも視野に対策が必要と考えていたが、基金等の蓄えも少なく、厳しい財政状況であったことから、当面は耐震補強を行い、現庁舎を継続使用する方針であった。

大震災発生後、庁舎を含む公共施設の耐震診断を前倒しで実施し、耐震補強計画・実施設計を行い、耐震補強工事に着手することとした。

平成 23 年度 3 次補正により創設された「緊急防災・減災事業債」の活用を急いだという事情があったとのこと。(当時は 2 年間の時限措置)

(整備スケジュール)

平成 23 年 8 月 庁舎耐震診断業務
～23 年 11 月
平成 24 年 5 月 耐震補強計画・実施設計業務
～24 年 11 月
平成 25 年 2 月 耐震補強工事着工
～25 年 11 月 完成

(耐震工法)

アウトフレーム工法を採用

建築設計事務所からの技術提案(3案)の中から、工事中も庁舎利用が可能であり、施工後の執務スペースの確保や外観の変化が少なく、採光も確保できることから採用に至る。

(耐震性能)

・目標 IS 値

本館：0.75 (構造耐震指標Ⅱ類)、西館：0.6 (構造耐震指標Ⅲ類)

⇒補強後 IS 値：本館 0.799、西館 0.668

(事業費及び財源)

・耐震補強計画・実施設計業務等	16,737千円
・耐震補強等工事監理業務等	14,669千円
・耐震補強等工事	503,628千円
総事業費	535,034千円

工事請負費内訳

・建築主体	443,274千円
・電気設備	35,154千円
・機械設備	25,200千円

(主な財源：緊急防災・減災事業債 284,900 千円、基金繰入 93,000 千円)

(参考となる点)

- ・耐震工事期間中にも既存の事務室での通常通りの執務が可能となることから、関係書類の移動や仮設事務室の建設などが不要。
- ・斜めに軸を配する「ピタコラム工法」や「枠付鉄骨ブレース工法」と比較すると、外観の印象も良く、室内からの眺望や採光、通風が確保できる。
- ・鉄枠のガラスをアルミ枠のガラスに、給水設備の全面取替を起債対象事業費に盛り込むなどして、後年度の維持管理費の低減を図られている。
- ・当面の耐震補強として実施とのことであったが、配管、電気設備(配線含む)を新たなものとすれば、30年程度は大丈夫ではないかとのことであり、担当者の私

見では 50 年程度耐用できるとのことであった。

- ・ 施工前後の外観を完成写真にて確認すると、外観の印象に大きな変化がない。
- ・ 耐震化工事と同時に水道管も耐震化（排水管はそのまま）、簡易な消火栓、スチールサッシも飛散防止を理由にペアガラスに（カバー工法）、また、電気は新規に 改修したスペースは LED となっている。
- ・ 災害対策拠点としての整備は、災害時に災害対策本部が設置できるよう庁舎 3 階の会議室を工夫、庁舎 2 階には防災行政無線、Jアラートを設置、また、庁舎屋上には 72 時間確保できる性能を持つ自家発電装置を設置している。

（課 題）

- ・ 出先にあった福祉部門を本庁舎に移設するなど、市民の窓口対応の一元化が図られている。しかし、本市においては、増築し新たな執務スペースの確保が必要となる。既存の建物、敷地の範囲であらゆる整備を行うには限度があり、ハード面・ソフト面において、どこまでの整備を必要とするかを詳細に検討する必要がある。
- ・ 「アウトフレーム工法」は、新たな建物で四方から、現行の建物の揺れを抑える工法ということであり、現在の基礎と干渉しないことが条件とのことであり、本市においては、471 号線側及び反対側にどの程度、迫り出すか、駐車場スペースの減少が課題だと感じた。
- ・ 内装工事についても老朽化による全面的な改修が必要となることから、耐震改修工事での執務スペースへの影響は少ないとは言え、執務空間の大規模修繕やレイアウトの検討は必要となる。現行法規に準じた施設とすること、また設備等のランニングコストに配慮することやバリアフリー、ユニバーサルデザインの導入が必要となる。

（2）黒部市役所

（施工前の状況）

黒部庁舎

- ・ 建築年：昭和 26 年、37 年、38 年
- ・ 構 造：鉄筋コンクリート造
- ・ 規 模：地上 3 階、地下 1 階（3,922 m²）

宇奈月庁舎

- ・ 建築年：昭和 47 年、60 年
- ・ 構 造：鉄筋コンクリート造
- ・ 規 模：地上 3 階、地下 1 階（3,812 m²）

（経 緯）

宇奈月庁舎の一部を除き、耐震基準を満たしておらず、躯体・設備ともに老朽化が著しい状況であったこと。合併後、分庁舎方式を採用していたが、両庁舎間は直線距離で 10km、鉄道での所要時間が約 20 分と、庁舎間移動に際し、市民の負担や業務効率の低下を招いていたこと。また、黒部庁舎においては、庁舎の位置が分かり難い

え、来庁者用の駐車場も不足していたこと。

これらのことを踏まえ、耐震補強工事等の費用や今後の使い勝手などを考慮し、建替えが必要であると判断した。統合により廃止となった旧三日市小学校、三日市幼稚園跡地を活用し、「市民の参画と協働を推進し、黒部市発展の核となる庁舎」を基本理念に整備された。

(整備スケジュール)

平成 20 年 6 月	新庁舎建設検討委員会を設置(施設内容、建設位置等を協議・検討)
～21 年 7 月	
平成 22 年 7 月	新庁舎建設基本構想策定委員会を設置(基本構想を策定)
～23 年 7 月	
平成 23 年 9 月	市議会で「市役所の位置を定める条例の一部改正」を議決
平成 24 年 1 月	基本設計業務
～24 年 10 月	
平成 24 年 11 月	実施設計業務
～25 年 5 月	
平成 25 年 10 月	建設工事着工
～27 年 9 月	完成

(新庁舎の規模)

- ・敷地面積：13,755 m²
- ・延床面積：9,676 m²
- ・構造等：鉄骨鉄筋造、地上5階建／鉄骨造、地上2階建

(耐震工法)

耐震構造を採用(構造耐震指標Ⅰ類⇒IS値に換算すると0.9相当)

(事業費及び財源)

・基本・実施設計等	150,000千円	
・新築工事	4,400,000千円	(建築主体、電気設備、機械設備
・その他(備品等)	190,000千円	を一括発注)
総事業費	4,740,000千円	

(主な財源：合併特例債ほか地方債2,000,000千円、基金繰入等2,000,000千円)

(参考となる点)

- ・新庁舎建設の必要性を①庁舎老朽化への対応と防災拠点機能の確保、②分庁舎方式による行政部門の分散などの問題を解消し、市民に対する行政サービスの向上、③ユニバーサルデザイン及びIT化等への対応、④職員の事務効率の改善を理由に整理している。

- ・事務スペースは効率良く配置され、動線も上手く考えられている。
- ・行政棟は、壁で隔てた通路を配しないワンフロア型の執務空間となっていながらも窓口カウンターから執務空間側へは一般の方が立ち入れないレイアウトとなっていた。
- ・市民が夜まで利用できる交流棟の配置は、特に隣接する桜井高校の生徒や一般市民が利用されており、行政を身近に感じていただくための誘導にもつながると考える。
- ・交流スペースと行政棟が分離され、それぞれの機能が確保されていながらも、互いの気配を感じつつ開放感が感じられる空間となっていた。
- ・議論の早い段階(基本構想の策定)において外部委託を行い、専門的な技術支援を受けながら新庁舎建設の必要性や機能・規模、ゾーニングや設計業者の選定方法が計画されていた。

(課 題)

- ・旧黒部市では、本庁舎の建設のための庁舎建設基金で約 15 億円、合併特例債で約 11 億円を活用できたため、相当額の特定財源が確保されていたことは、本市との状況の違いを認識させられた。
- ・旧市庁舎の近隣住民が地区内での移設を要望されたという住民感情もあって、旧市庁舎から 400m 程度離れた場所に新設されたが、本市でも同様の要望があったとしても、現在地付近での新築用地の確保は、かなり困難であると考えられる。

(3) 氷見市役所

(施工前の状況)

- ・建築年 本館：昭和 43 年 別館：昭和 34 年
- ・構 造 鉄筋コンクリート造
- ・規 模 5,469 m²
- ・参 考 津波浸水想定区域

(経 緯)

平成 19 年能登半島地震の際に、氷見市では震度 5 弱を記録した。その際に、本庁舎外壁などに数カ所のクラックを生じていた。その後の東日本大震災の教訓を踏まえ、地震や津波などの災害時に、行政機能を維持し、防災拠点としての機能が発揮できるよう耐震性など不備のある市庁舎の整備方法の検討に入った。

7つの整備方法を提示し、それぞれの比較検討を行った結果、平成 23 年度をもって閉校となる有磯高校の体育館(※)を改修して再利用することを、最も実現性の高い整備方針とした。※第一体育館：平成 8 年 11 月竣工、第二体育館：平成 3 年 11 月竣工

(整備スケジュール)

- 平成 23 年 10 月 庁舎耐震診断調査
～24 年 3 月
平成 24 年 10 月 「市役所設置条例」・移転整備のための事業費を補正予算を議決
平成 24 年 12 月 庁舎移転整備工事基本・実施設計に係るプロポーザル実施
平成 25 年 6 月 新庁舎デザインワークショップを開催 (4 回)
～25 年 10 月
平成 25 年 9 月 事業費を 3 億 9 千 6 百万円増額する補正予算を議決
平成 25 年 9 月 新庁舎移転整備工事の着工
平成 25 年 12 月 富山県との間で用地売買契約を締結
平成 26 年 4 月 建築本体工事を完了
平成 26 年 5 月 外構工事を完了
平成 26 年 5 月 開庁式

(新庁舎の規模)

- ・敷地面積：20,747 m²
- ・延床面積
- ・旧第二体育館改修部分： 2,043 m²
- ・旧第一体育館改修部分： 2,960 m²
- ・旧校舎改修部分： 1,609 m²
- ・新築部分 (エントランス等) : 414 m²
- 合 計 7,026 m²

(耐震工法)

- ・体育館部分は新耐震基準適用建物につき耐震対策なし
- ・校舎部分は、鉄骨ブレース工法による耐震補強

(耐震性能)

- ・目標 IS 値：0.75 (構造耐震指標Ⅱ類)

(事業費及び財源)

- | | |
|-----------|--------------|
| ・基本・実施設計等 | 68,186 千円 |
| ・工事請負費 | 1,533,370 千円 |
| ・用地購入費 | 289,745 千円 |
| ・事務費 | 7,923 千円 |
| 総事業費 | 1,919,078 千円 |

工事請負費内訳

- | | |
|-------|------------|
| ・建築主体 | 885,184 千円 |
| ・電気設備 | 326,729 千円 |
| ・機械設備 | 321,457 千円 |
- (空調、給排水等)

(主な財源：緊急防災・減災事業債 1,614,000 千円、国県補助金 42,787 千円)

(参考となる点)

- ・電気設備は、校舎部分は既存の配管をそのまま利用されているが、体育館部分は新たにケーブルラックを敷設し幹線ルートを確保された。
- ・機械設備は、室外機設置位置を構造躯体への影響を考慮して屋上とせず、建屋外周部に地上置きとされた。
- ・給排水衛生設備は、体育館にはトイレが1カ所しかなかったため、新設した渡り廊下部分に多目的トイレも併せて追加された。給排水設備などは、ほぼ新設と考えられる。
- ・(1)旧体育館の床の上にタイルカーペットを敷いたこと、(2)各課の案内板がホワイトボードにマグネットを張ってあること等ランニングコスト面は参考となる。
- ・至る所にホワイトボードが設置されている。災害対策本部となる会議室は壁三面全てがホワイトボードである。ホワイトボードはどれだけあっても足りるということはないとのこと。
- ・旧体育館スペースの会議室、打合せ場所等もオープンスペースに設置され(間仕切りされていない)、利便性を感じた。

(課題)

- ・体育館を再利用しているため、1階ピロティ部分は通常の執務空間並みの天井高を確保できているものの、2階部分は体育館アリーナを執務空間としているため、天井高8mの無柱空間に鉄骨をトラス組みし、テント素材の膜(東京ドームの屋根素材)により天井を施工されている。この膜天井部分には照明器具の設置ができないことから窓の下部にあるキャットウォーク部に投光器を設置し、膜天井にあて反射光により照度を確保する間接照明方式を採用していた。執務空間に必要な照度は確保されていると思うが、全体的な暗さは否めず、全ての職員の執務デスクには卓上スタンドが設置されていた。膜天井が密閉されていないこともあり、各部署の音が反響し、常にザワザワしている。また、空調機は天井から吊るすことができないため、執務フロアに床置き型の空調機が採用されていた。この空調機の稼働音も気になった。
- ・旧有磯高校体育館は、1階がピロティで土のグラウンド、2階が体育館であった2階体育館は天井高のため、階層を分割したいところだが、建築基準法上、床を入れることは困難。本市において、統廃合後の空き施設活用する場合に、体育館の改修は条件が違い難しい。
- ・体育館アリーナ部分の執務空間をオープンスペースとされた理由としては、間仕切り壁は極力少なくし、耐震性に影響を及ぼす荷重の増加を避けたかったとのこと。校舎部分についても、旧の教室をそのまま利用しており、壁構造の変更をしないためとのこと。学校を利用する場合は、校舎部分は教室形式となっており、耐震性能の確保の面から、壁構造を柔軟に撤去することは困難であると考えられる。

- ・外壁は新たな仕上げもなく旧の学校のままの吹付仕上げである。クリーニングをされた様子もない。

6 整備にあたっての留意事項について

(1) 求められる機能

- ・ユニバーサルデザインの導入
- ・太陽光発電・蓄電設備、LED 照明器具、電気自動車充電設備
(地球温暖化対策による国の目標 40%削減)
- ・職員の動線確保から ICT 活用に対応したオフィス機能
(LAN 配線等の床下収納ができるフリーアクセスフロア等)
- ・セキュリティ対策 (入退室管理システム等)
- ・電算システムを庁内に持たない自治体クラウドの導入
- ・災害対策本部、備蓄倉庫 (職員向け備蓄の整備)
- ・総合窓口 (ワンストップサービス)、来庁者の動線配慮
- ・個人情報の観点から時間外窓ロスペースの設置 (記載スペース拡大、待合室設置)
- ・公文書保管スペースの確保 (耐震・耐火対策)
- ・会議スペース (内部の小会議用スペース) や相談室 (教育分野等) の設置
- ・更衣室、休憩室等の設置
- ・一般利用者向けカフェ等飲食スペースの設置
- ・市民が快適と感じる解放感、遮光性、通気性の確保
- ・来庁者、議員、職員用駐車場の充実確保

7 整備手法ごとのメリット・デメリットについて

(1) 現庁舎耐震改修

○大規模改修 (耐震又は免震化に併せて電気・機械設備を改修)

(メリット)

- ・他の手法に比べ、イニシャルコストが安く、取り組みやすい。
- ・緊急防災・減災事業債の活用 (平成 32 年度まで)

(デメリット)

- ・工事期間中の仮庁舎が必要であり、引越作業を 2 回要する。
- ・駐車場スペースの不足を解消できない。

- ・高度情報化（セキュリティ対策、フリーアクセスフロア等）、効率的、効果的な行政機能（関係部署間の連携、相談室の設置等）、公文書収蔵スペース確保等への対応が課題である。
- ・窓口機能（ワンストップサービス等）、行政機能、市民交流機能などをレイアウト変更する場合に、現建物の構造上の制約がある。

○耐震改修のみ（アウトフレーム工法、ピタコラム工法、耐震・制震ブレース工法など）

（メリット）

- ・工事期間中も業務継続が可能であり、最小限の仮庁舎並びに引越作業で済む。
- ・他の手法に比べ、イニシャルコストが安く、取り組みやすい。
- ・緊急防災・減災事業債の活用（平成 32 年度まで）

（デメリット）

- ・業務を継続しながらの改修の場合、工事車両の進入等の問題があり、駐車場スペース、来庁者の安全面の確保が課題である。
- ・駐車場スペースの不足を解消できない。
- ・「アウトフレーム工法」は、新たな構造物で四方から、現行の建物の揺れを抑える工法とのことであり、構造物が現在の基礎と干渉しないことが条件のため、ある程度の設置スペースの確保が必要となり、駐車場スペースの減少が課題である。
- ・窓枠の取替工事等においては、窓から一定程度の工事スペースが必要であり、そのスペースの確保が課題である。
- ・改修できる範囲は限定的で、高度情報化（セキュリティ対策、フリーアクセスフロア等）、効率的、効果的な行政機能（関係部署間の連携、相談室の設置等）、公文書収蔵スペース確保等への対応が課題である。（現在の執務空間の変更が難しい。）
- ・窓口機能（ワンストップサービス等）、行政機能、市民交流機能などをレイアウト変更する場合に、現建物の構造上の制約がある。

(2) 現地改築

（メリット）

- ・ユニバーサルデザインの導入、環境負担軽減、高度情報化への対応、防災機能等の近年求められる庁舎の機能を具備できる。
- ・窓口機能について、制約のないワンストップサービス（来庁者動線の確保）が実現できる。
- ・ランニングコストが軽減できる。（省エネ対応設備の導入）
- ・市町村役場機能緊急保全事業債の活用（平成 32 年度まで）

(デメリット)

- ・イニシャルコストが高額となる。
- ・工事車両の進入、敷地内での建物配置にもよるが、現庁舎位置を活用するならば、仮設庁舎が必要となる。
- ・駐車場スペース不足を解消できない。

(3) 他施設利用

(メリット)

- ・仮庁舎が不要である。
- ・新築に比べてイニシャルコストが安い。

(デメリット)

- ・別の目的で建築されたものを庁舎として改築するため、既存施設の構造によって制約が生じる。
- ・間仕切り等の構造を改修することで、新たな耐震改修が必要となり、コスト高となる。
- ・既存施設の耐用年数を引き継ぐため、残存耐用年数の範囲での使用となる。
- ・財源措置なし

(4) 別地新築

(メリット)

- ・ユニバーサルデザインの導入、環境負担軽減、高度情報化への対応、防災機能等の近年求められる庁舎の機能が具備できる。
- ・窓口機能について、制約のないワンストップサービス（来庁者動線の確保）が実現できる。
- ・ランニングコストが軽減できる。
- ・仮庁舎が不要である。
- ・市町村役場機能緊急保全事業債の活用（平成 32 年度まで）

(デメリット)

- ・イニシャルコストが高額となる。
- ・市有地以外であれば、別途、用地取得費が必要となる。

8 総括

庁舎耐震化の財源措置（起債制度）については平成 32 年度までの時限であることから、先に提示した「整備手法ごとのメリット・デメリットについて」を総合的に判断し、早期の意思決定と事業化が必要と考えます。

本庁舎耐震対策整備 比較表

		①現庁舎耐震化	②現地改築	③他施設利用	④別地新築	備考（求める機能等）
整備タイプ		耐震改修	改築	リノベーション (分庁舎方式)	移転新築	
耐震性確保	・庁舎耐震性の確保目標	Ⅱ類 (IS値0.75)	Ⅰ類 (IS値0.9)	Ⅱ類 (IS値0.75)	Ⅰ類 (IS値0.9)	◇Ⅰ類…大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている ◇Ⅱ類…大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている ◇Ⅲ類…大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の体力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている
	・耐震性能 構造体、非構造部材、設備の耐震安全性	○ (耐震、制振)	◎ (免震)	○ (耐震、制振)	◎ (免震)	◇耐震構造…地震で生じる揺れに耐える構造 ◇制振構造…揺れと逆方向に構造物を移動させる制御装置を組み込み地震力を吸収する ◇免震構造…構造物の基礎下に免震装置（免震ゴム等）を設置し建物に入ってくる地震力を低減する
経済性	・イニシャルコスト	◎ (安い)	△ (高い)	○ (通常)	△ (高い)	
	・建築費用	約11億円 (H27年概算) 5.35億円 (滑川市)	-	19.2億円 (氷見市)	47.4億円 (黒部市)	◇H27年概算：耐震ブレース、杭補強、大規模改修、解体（別途、仮設庁舎費用等が必要） ◇滑川市：アウトフレーム工法、改修後面積6127.97㎡（隣接の市民会館を庁舎に改修） ◇氷見市：敷地面積20,747㎡、延床面積7,026㎡、旧高校体育館改修（一部旧校舎及び新築）、用地購入費含む ◇黒部市：敷地面積13,755㎡、延床面積9,676㎡
	・ランニングコスト	○ (通常)	◎ (安い)	○ (通常)	◎ (安い)	
	・耐用年数	○ (残存年数)	◎ (長い)	○ (残存年数)	◎ (長い)	
財源	・庁舎耐震改修に係る財源措置	◎ (緊急防災・減災事業債)	○ (公共施設等適正管理事業債（市町村役場機能緊急保全事業）)	× (-)	○ (公共施設等適正管理事業債（市町村役場機能緊急保全事業）)	◇緊急防災・減災事業債…対象経費の100%充当（交付税算入70%） ◇公共施設等適正管理事業債（市町村役場機能緊急保全事業）…対象経費の90%充当（75%交付税算入30%） ※いずれも事業年度：平成32年度まで
施工	・施工性	△ (困難)	○ (やや困難)	◎ (通常)	◎ (通常)	
	・仮設庁舎	必要	必要	不要	不要	
基本整備	・防災機能 地震や風水害、火災などの災害発生時の速やかな対応、対策	○	◎	○	◎	◇災害対策本部、災害情報システム（通信室） ◇自家発電システム（非常用電源装置） ◇貯水槽、備蓄倉庫（職員用）、保管庫等
	・環境負荷の軽減 環境負荷軽減としてのグリーン庁舎や地球温暖化対策への取組	△	◎	△	◎	◇グリーン庁舎（環境配慮型官庁施設）…環境保全対策の模範となる官庁施設（雨水利用、外気効率、直射日进行避ける等） ◇太陽光発電・蓄電設備、LED照明器具、電気自動車充電設備（電気自動車導入含む）
	・議会機能 格式を有しつつ、市民にとって傍聴しやすい空間	△	◎	○	◎	
	・行政機能 効率的、効果的に業務をおこなうことができる執務空間	△	◎	△	◎	◇関係部署間の連携 ◇書類等の保管スペース ◇会議スペース（内部の小会議室）や相談室 ◇更衣室や休憩スペース
	・意思決定（執行）機能 意思決定を図る場としての、行政機能と議会機能の連携	○	◎	○	◎	◇市長室に隣接して政策決定用の会議室を設置し、災害時には災害対策本部として活用
	・窓口機能 動線や案内表示など分かりやすく利用しやすい空間	○	◎	○	◎	◇総合窓口（ワンストップサービス）、市民窓口 ◇時間外窓口スペース（記載所の拡大、待合室）
	・市民交流 市民に親しまれ、利用しやすい	△	◎	○	◎	◇一般利用者向けカフェ等飲食スペース ◇市民が快適と感じる解放感、遮光性、通気性
	・ユニバーサルデザインの導入 高齢者や障害者だけでなく、来庁者の誰もが安全で快適に利用	○	◎	○	◎	◇「富山県民福祉条例」、「高齢者、障害者等の異動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」 ◇エレベーター、トイレ、キッズスペース、授乳室、音声案内等、外国人に対する案内・・・
	・高度情報化への対応 市民の利便性の向上や事務の効率化を目的とした情報システムの導入	△	◎	○	◎	◇情報ネットワーク ◇セキュリティ対策（入退室管理システム） ◇フリーアクセスフロア等
	・アーカイブ（公文書収蔵スペース） 古文書、公文書などを一元管理し、利用しやすくする	△	◎	○	◎	
・駐輪、駐車場機能 誰もが利用しやすく安全な駐輪、駐車場	△	△	○	◎	◇来庁者用駐車場（駐車場案内システム） ◇議員用、報道用駐車場 ◇職員用駐車場	